

Title	人工妊娠中絶をめぐるジレンマ
Author(s)	大石, 敏広
Citation	メタフュシカ. 34 P.71-P.86
Issue Date	2003-12-25
Text Version	publisher
URL	https://doi.org/10.18910/66680
DOI	10.18910/66680
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

人工妊娠中絶をめぐるジレンマ

大石敏広

はじめに

人を殺してはいけない。我々の社会では殺人は禁止されている。では、人工妊娠中絶についてはどうであろうか。大多数の人は、中絶と殺人は違うと考え、中絶を擁護するであろう。しかし、中絶は殺人であり、胎児の生命の尊厳という視点から、中絶は絶対に許されないという立場も存在する。

中絶反対論の中心的議論は次のように表現することができる。^①

罪のない人間を殺すことは不正なことである。(大前提)

胎児は罪のない人間である。(小前提)

ゆえに、胎児を殺すことは不正なことである。(結論)

この三段論法に対する中絶擁護論からの反論として本論では、次の二つの主張を取り上げる。すなわち、小前提を認めつつ、大前提と結論に異を唱える主張と、「人間」という概念をめぐる議論から、小前提と結論を拒否する主張である。前者の主張として、J・J・トムソンの議論を、後者の主張として、M・トゥーリーの「パーソン論」を検討する。この二つの議論は中絶擁護論の典型をなしている。

この中絶反対論と中絶擁護論の対立はいったい何を意味しているのか。この対立は、一方が他方を打ち負かすことによって克服できるのだろうか。あるいは第三の克服の道があるのだろうか。これらの問題点が、以下の論述を進めていく動機となっている。

一 トムソンの中絶擁護論

トムソンは、胎児を人間であると認めるとして、それでもなお、「母親の身体に関する決定権」は「胎児の生存権」よりも優先されるべきだと考える。

この点を示すためにトムソンは、次のような喩えを用いている。ある朝あなたが目を覚ますと、あなたは意識不明状態の男性と体が繋がれてベッドの上に横たわっている。彼は有名なバイオリニストで、致命的な腎臓病を患っている。そこで音楽愛好者協会は、あなたが彼に適合する血液型であることを突き止め、あなたを誘拐し、あなたの循環器系統と彼の循環器系統をつないで、あなたの腎臓が彼の血液を浄化できるようにしたのである。彼をあなたから切り離せば、彼を殺してしまうことになる。でも、あなたが九ヶ月間我慢すれば、それまでに彼の病気は回復し、あなたから切り離しても大丈夫な状態になる。さて、この状況に同意することが、あなたに道徳的義務として課せられるであろうか。

この喩えでは、「バイオリニスト」は「胎児」を、「あなた」は「女性」を暗示している。罪なきバイオリニスト（胎児）は一人の人間であり、「生きる権利」を持っている。あなたは拉致され、許可なしにバイオリニストに繋がれたので

あるから、この喩えでは、レイプといった、本人の意志によらない妊娠が念頭に置かれていると言える。

中絶反対論では、バイオリニスト（胎児）の「生存権」があなた（女性）の「自己決定権」よりも重視される。これに対してトムソンは、あなた（女性）の「自己決定権」を、バイオリニスト（胎児）の「生存権」よりも優先させる。たとえバイオリニスト（胎児）をあなた（女性）から切り離したとしても（中絶したとしても）、道徳的に許されるのである。この「女性の自己決定権」を優先させる考え方の根底には、女性の身体所有者は女性自身であるという主張が横たわっている。女性の身体は女性自身のものだから、「身体をどうするかに関する決定権」は女性自身にある。さらに、バイオリニスト（胎児）は確かに「生存権」を有しているが、身体所有者であるあなた（女性）は彼（胎児）に、「あなたの体を使用する権利」を与えてはいない。たとえ他人の身体を使用しなければ死んでしまうとしても、「生きる権利」に「身体を使用する権利」は含まれていないのであり、その「身体使用权」を与えるかどうかの決定は、身体所有者であるあなた（女性）の側にある。

さらにトムソンは、この喩えに次のような修正を加えている。³ あなたは件の状態で、バイオリニストと繋がれて、ベッドに横たわっている。そして病院長があなたに次のように言

う。あなたはこのままでは余命一ヶ月である。しかし、あなたはこのままの状態でいなければならない。なぜなら、もしあなたをバイオリニストから切り離せば、罪のないバイオリニストを殺すことになるからである。

この諭えのポイントは、あなた（女性）の生命を救うためにバイオリニスト（胎児）を切り離しても（中絶しても）いいか、ということである。

先の諭えと同様この諭えにおける要点も、「身体所有」に基づいた「女性の自己決定権」が「胎児の生存権」に優先するということである。ただ、この諭えでは、「自己防衛」という概念が関わってきている。つまり、あなた（女性）の生命に危険がある場合には、あなた（女性）は、自分が所有する身体を守るために、「身体に関する決定権」を行使して、バイオリニスト（胎児）を分離する（中絶する）ことができないのである。「母親が自分の命を長らえるために人工妊娠中絶を行うとしたら、それが殺人だと本気で考えられることはありえない。また母親は人工妊娠中絶を差し控えるべきであり、傍観して逆らわずに座して死を待つべきであると真面目に語ることはできない。」⁽⁴⁾

以上の議論から分かるように、トムソンがはつきりと不正ではない中絶として容認するのは、レイプによる妊娠の場合と、母体に危険がある場合の中絶である。⁽⁵⁾ トムソンは、例え

ば、妊娠七ヶ月の婦人が、ただ自分の海外旅行を延期するのが面倒だという理由から行なおうとする中絶を認めていない。また、進んで妊娠したり、妊娠するかもしれないことを承知した上での妊娠の場合も、中絶は認められない。なぜなら、この場合、胎児に「身体の使用権」を与えたことになるからである。彼女は、中絶全面擁護派ではなく、中絶に制限を課しているのである。⁽⁶⁾

このようにトムソンは、一定の条件の下で容認される中絶に対してその論拠を与えようとしたのであるが、本論の「はじめに」のところでも述べた中絶反対論の三段論法に対しては次のような主張を対峙させている。すなわち、罪のない人間の「生きる権利」とは「不正に殺されない権利」であり、レイプによる妊娠の中絶と母体に危険がある場合の中絶は「不正ではない殺人」である。⁽⁷⁾ ここに見て取れる、「女性の自己決定権」と「胎児の生存権」をめぐるジレンマについて次に述べておく。

第一に指摘すべきは、トムソンは、容認できる中絶でさえ「殺人」であると考えているということ、そして、容認できる中絶は「不正ではない」殺人ではあるが、「正当な」殺人とは言われないということ、である。容認できる中絶は「殺人」であり、「正当」とも言えないのである。ここには、トムソンの苦悩が垣間見えるような気がする。彼女は、「女性

の自己決定権」が「胎児の生存権」に優るといふ点に基づいて中絶を容認すべきであると考えつつ、「胎児の中絶は正当とは言えない殺人である」ということをどうしても認めざるをえなかったのではないか。つまり、彼女は、胎児を中絶することに對して、積極的に肯定できない、何か後ろめたさのようなものを感じていたのではないだろうか。

第二に、トムソンが、「生きる権利」を「不正に殺されない権利」と規定したことに注目しよう。問題は、「不正ではない（悪くない）殺人」という言い方がそもそもどうして可能なのかという点である。トムソンの議論ではこの点について明確にされていない。

ここで言われている「生きる権利」はもちろん、胎児以外の我々をも含めた人間全てが有する権利である。では、中絶のケース以外に、「不正ではない殺人」とはどんな殺人なのか。例えば、法律で言われる「緊急避難」というケースがそれに当たるだろうか。「緊急避難」とは、差し迫った危険を避けようとして、他人や物にやむを得ず侵害行為をしてしまうケースである。だが、「緊急避難」によって人が死ぬ場合、「緊急避難」と認められる限りでは法的には罰せられないということであり、それはかなり限定されたものである。さらに、「緊急避難」の状況で他人の命を犠牲にってしまった人に対する周りの人たちの反応は、その犠牲にってしまった人

に同情的であるものばかりというわけではないであろう。何か割り切れない気持ちが残るのが事実であろう。特に、犠牲者と親しい人たちにとってはなおさらではないか。また、例えば、もし彼が自分の行為を「不正ではない殺人」だと積極的に主張したとしたら、それを聞いた人たちの反応はどうであろうか。さらに、人の命を犠牲にしまった人自身も、法的に許されるとしても、その後の人生において何らかの重荷を背負うことになるのではないか。それは程度の問題であろうが、人の命を犠牲にってしまったという割り切れない悩むのが普通のことであろう。我々にとって「生きる権利」とはやはり「殺されない権利」であり、「緊急避難」はその権利を侵害する特殊なケースと見なされていると言えるのではないだろうか。これと同様に、トムソンが認める中絶についても、我々のそれぞれの気持ちとして、「不正ではない殺人」という言葉によって曖昧に出来ない、「胎児の生きる権利」の侵害という気持ちは拭い去り難いであろう。それは、まさに「殺人≠不正」という気持ちである。

二 トウリー氏の「パーソン論」

トウリー氏は、人間の胎児は「生存する権利」を持たないので、妊娠中絶は道徳的に許容可能だと主張する。では、彼

は、人間の胎児は「生存する権利」を持たないという点をどのようにして正当化しようとするのか。

トゥーリーは、生物学的有機体としての「人間 (human being)」、「つまり「ホモ・サピエンス」と「パーソン (person)」を区別し、「生存権」を「パーソン」にだけ認める。彼の用語法では、「Xはパーソンである」という文は、「Xは生存する (重大な) 道徳的権利を持っている」という文と同じ意味を持つことになる^⑧。生物学的「人間」であるという事で即、「生存権」を有するというわけではないのである。

それでは、あるものが「パーソン」であり、現に「生存権」を持つためには、そのものはどのような特質を持っているなければならないのか。トゥーリーの答えは次のようになる。

(A) 「ある有機体は、諸経験とその他の心的状態の持続的主体としての自己の概念を持ち、自分自身がそのような持続的存在者であると信じているときに限り、生存する重大な権利を持つ^⑨。」

トゥーリーは、この規定 (A) を一連の概念分析によって導出しようとする^⑩。まず、一般的に「AはXに対する権利を持つている」という文の分析は次の通り。

① 「もしAがXを欲求しているならば、他人はAがXをするのを妨げるような行動を慎しむという当面の義務を負っている。」

次に、この文中の「欲求」という言葉を、「意識状態」と必然的に関連する状態と解釈して、①を次のように言い換える。

② 「Aは諸経験と、その他の心的状態の主体であるような種類のものであり、AはXを欲求することができ、そしてもしAが実際にXを欲求しているならば、他人はAからXを奪うような行動を慎しむという当面の義務を負っている。」

この②を「生存する権利」という概念に適用する。その際にトゥーリーは、「われわれが本当に関心があるのは、生物学的有機体が存在し続けることではなく、諸経験とその他の心的状態の主体が存在し続ける権利なのである^⑪」と言う。そこで、「Aは諸経験とその他の心的状態の主体として存在し続ける権利を持っている」という文の分析として、

③ 「Aは諸経験とその他の心的状態の主体であり、Aは諸

経験とその他の心的状態の主体として存在し続けることを欲求することができ、そしてもしAがそのような実体として存在し続けることを真に欲求するならば、他人はAがそれをするのを妨げるような行動を慎しむという当面の義務を負っている。」

を得る。次に、この文中の「欲求する」とはどういうことかを考える。そこで分かるのは、我々が持つことができる「欲求」は、我々が所有する「概念」によって制限されるということである。これをここでの議論に適用すると、

④「ある存在者が、諸経験とその他の心的状態の主体という概念を持っていないければ、その存在者はそのような主体が存在してほしいと欲求することなどできない。さらに、ある存在者は、現在自分自身が諸経験とその他の心的状態の主体であると信じていなければ、自身自身がそのような主体として存在し続けることを欲求することはできない。」

が帰結する。これを③に適用して、最終的に上記の規定(A)が導出され、その正当化が完了することになる。

以上の議論をトゥーリーは「自己意識要件」と呼んでいる。

彼にとつて、「生存権」を持つためにはこの「自己意識要件」を満たす必要がある。胎児は「自己意識」を持っておらず、この「自己意識要件」を満たさないので、「生存権」を有してはいない。それゆえ、妊娠中絶は道徳的に許されることになる。

トゥーリーのこの議論は一見、分析と言い換えによる導出であり、明快な議論過程をなしているように思え、それによつて、胎児は「生存権」を持っていないので、妊娠中絶は道徳的に許されるという結論に理論的な根拠付けが与えられているかのようである。だが、それは重大な難点を含んでいるというのが本論の診断である。

第一に、「Xに対する権利を持っている」の分析として①が導出されるが、その①に「Xの欲求」という言葉が現れている。だが、「欲求」と「権利所有」は必然的に結び付くのであろうか。そのことを示す分析的議論は与えられていない。これでは、もし妊娠初期の胎児や植物状態の人が「欲求」を持たないとすると、彼らは「権利」を持たないと最初から前提されているようなものである。あるいは、妊娠初期の胎児も植物状態の人も「欲求」を持っていると言えるとすると（持っていると言える場面が確かにある）、彼らもまた「権利」を所有していることになる。ましてや妊娠後期の胎児も「欲求」を持っていると言える場合があるだろう。

第二に、①から②への移行は、「欲求」と「意識状態」（諸経験と、その他の心的状態）を結び付けることによってなされている。だが、なぜ、「欲求」と「意識状態」は必然的に結び付くのであろうか。妊娠初期の胎児はこのような「意識状態」にはないと考えられるが、彼らもまた「欲求」を持っていると言える場面がある。

第三に、トウリーは、普通の機械は意識を欠くと述べているが、¹²それでは犬や猫といった動物はどうであろうか。犬や猫は、いわゆる「自己意識」といったものを持たないであろうが、¹³痛みとか喜びの「意識」を持っていると言えるであろうし、犬や猫についても、「餌を食べたいと欲求している」とか、「生命の危機に直面しているときには助かろうと欲する」とか確かに発言できる。妊娠後期の胎児も同様の状態にあると見ることができるところが、②から③への移行によって、「欲求」が「意識の主体として存在し続ける欲求」になり、この「欲求」の中に動物や妊娠後期の胎児の「欲求」が含まれるのが曖昧になる。そして、最終的に③から④の移行によって、この「欲求」が「自己意識」という概念と結び付いていると言われ、動物・妊娠後期の胎児の「欲求」が排除される。だが、なぜそれらの「欲求」が排除されるのかという問題が残る。つまり、「欲求」から「意識主体として存在し続ける欲求」へ、そして「自己意識」への論証は分析

的な過程とはなっていないのである。単に、「欲求」という概念と「自己意識」という概念の結び付けが行われているだけのように思われる。¹⁴

第四に、以上を踏まえて、「生存する権利を所有している」ということが、なぜ「自己意識を持つ」と結び付けられるのが問題として残っていると考える。まさにこの結び付きの必然性こそが、説明されるべきことであつたのだが。

トウリーの「自己意識要件」は、一連の分析・言い換えに基づいた確固とした議論ではない。「自己意識要件」によって、妊娠中絶が道徳的に許容されるという主張の正当性が与えられているとはとうてい言えないのである。

次に、中絶反対論からの反論として「可能性議論」を取り上げる。「可能性議論」とは、胎児の潜在的な特性を考慮すべきだという議論である。

三 「可能性議論」の「パーソン論」批判

「可能性議論」をこれまでの議論に適用すると次のようになる。トウリーの議論では、あるものは、規定(A)で述べられているような特質を今現在持っていることによって「パーソン」であり、「生存権」を持っている。現実の「パーソン」が「生存権」を持っているのである。これに対して、

胎児は現実の「パーソン」ではないのだから、「生存権」を持っていない。しかし、胎児は現実には「パーソン」ではないかもしれないが、将来「パーソン」になる可能性がある存在、つまり潜在的な「パーソン」であると言えるであろう。

「パーソン論」は胎児の現実的な特質にのみ注目しており、潜在的な特質を考慮していない。胎児もまた潜在的に「パーソン」であつて、「生存権」をもっているのである。それゆえ、妊娠中絶は道徳的に許容できないということになる。この議論は、「パーソン論」の難点をうまく衝いている。

ところで、トゥーリーが言うように、現に「パーソン」でなければ「生存権」がないとすると、次のような厄介な問題が生じてしまう。つまり、胎児以外に「自己意識」がない人例えば、一時的に昏睡状態に陥っている人や熟睡している人にも「生存権」はないのか、という問題である。トゥーリーもこの問題を意識していて、自分の主張を修正している。トゥーリーは、そうした一時的に「自己意識」喪失の状態に陥っている人であっても、「もしその状態になかったと仮定すれば、彼は現在生存することを欲求しているであろうと見なすことができ、彼は生存したいという欲求の中に含まれる諸概念を所有する可能性を持っている」という点に、一時的な「自己意識」喪失状態の人が「生存権」を持つ根拠を見ている。¹⁵

しかし、その論法からすると、胎児でさえ「生存権」を持っていることになるのではないか。一時的に昏睡状態に陥っている人のケースと同様に、胎児もまた、胎児の状態を脱して、「自己意識」を持つ状態に達したと仮定すれば、現に生存する欲求を持っているであろうし、その際に、その欲求に含まれる諸概念を所有する可能性を持っている。それなのに、なぜトゥーリーは両者を区別し、胎児には「生存権」を認めないのか。トゥーリーによる説明は見当たらない。一時的に昏睡状態に陥っている人の場合は、以前は「自己意識」を持った人間であつたという点が根拠として主張されるかもしれない。だが、なぜ以前の経験の有無が「生存権」を持つかどうかを左右する要因となるのが理解し難い。

つまり、潜在的な「パーソン」であるという点で、一時的に昏睡状態の人でも胎児も同等であり、それゆえ一時的に昏睡状態に陥っている人に「生存権」を認めるなら、胎児にもまた「生存権」を認めなければならない。そして、もし胎児に「生存する権利」を頑として認めないとするなら、それは、トゥーリーの意図に反して、一時的に昏睡状態の人にも「生存権」を認めないということの意味することになる。ここには、胎児からの「生存権」の剝奪を正当化しようとするトゥーリーの議論のジレンマがある。

「可能性議論」に対する反論として、「潜在的にXであるも

のは、現にXであるものと同じ価値や権利を持つわけではない」という議論がある。この反論は次のような例を持ち出す。ドングリは樫の木になる可能性を持っているが、樫の木そのものではないし、卵も同様に鶏そのものではない。六歳のジミー・カーター少年は、潜在的にはアメリカ合衆国大統領であつたが、その時点でアメリカ大統領の権限を持っていたわけではない。これと同様に、胎児は潜在的な「パーソン」ではあるが、現に「パーソン」であるものと同じ権利を持つわけではない。

この例証は一見鮮やかであるが、問題はそう単純ではない。同じくこの「可能性議論」への反論が持ち出す例として、チャールズ皇太子は潜在的にイギリス王であるが、イギリス王が持つ諸権利を現在持っているわけではない、という例がある。だが、この例には、先の諸例とは若干の相違がある。チャールズ皇太子にはなるほど、現イギリス女王エリザベス二世と同じ権限が与えられているわけではないが、彼は、イギリス国王の子供として生まれたことに由来し、普通のイギリス国民にはない独特の諸権利を持っている。「パーソン」になり得る存在である胎児は、このチャールズ皇太子の状況に似ていると言えるのではないか。人間の胎児は紛れもなく、「パーソン」の子供として存在しているのである。「生存する権利」は、「パーソン」の子供として生まれたことに由来す

る権利の中の一つであり、それゆえ胎児にも「生存する権利」があると主張できるのではないだろうか。

最後に、「可能性議論」のポイントは、「パーソン」になりうる潜在性が胎児に、実際の「パーソン」と同じ「生存する権利」を与えるということではなくて、潜在的「パーソン」である胎児を殺すことは、将来生まれてくるであろう価値ある存在の可能性をこの世界から奪ってしまうことになるということがある、という主張を見ておく。その主張は言う。母親の体内にいる胎児は、単なる物質の塊ではなく、大切な将来をもった存在である。そのような胎児の命を奪うことは、将来の「パーソン」の存在可能性を奪ってしまうことであり、道徳的に許されることではないと感ぜられるのである。こうした感情は、妊娠の当事者である母親とその家族の場合にしばしば当てはまるであろうが、一般的にもこうした主張の言わんとするところは理解できるであろう。

ここで言われている、母親のお腹にいる胎児に対する感情は、今まさにその母親のお腹にいる胎児に対するものであるという点は重要である。つまり、将来生まれてくるであろう価値ある存在の可能性は、他の胎児によって埋め合わせができるような可能性とは考えられていないということである。それゆえ、たとえ今お腹にいる胎児を中絶しても、後々に別の子を妊娠して産めば、一人の「パーソン」をこの世にもた

らす時期が遅れただけで、未来の「パーソン」をこの世から奪ったことにはならず、中絶は不正なことではない、という主張は問題のポイントを外している。¹⁸ 妊娠した胎児に対して、単なる物質に対するのは異なった、「パーソン」の可能性という眼差しを注いでいるとすると、それは、その胎児を、別の胎児によって代替可能な存在とは見ていないということである。掛け替えない胎児としてその胎児そのものを肯定するという態度である。

四 人工妊娠中絶反対論

トムソンの中絶擁護論もトゥーリーの「パーソン論」も、中絶反対論を論駁して人工妊娠中絶を正当化するという目論見に成功しているとは思われない。しかしながら、問題は、中絶反対論の方にもジレンマが見て取れるということである。本論の「はじめに」で中絶反対論の三段論法を述べたが、その議論では、「人間の生命の尊厳」という概念が基軸となり、殺人が禁止される。宗教的な視点からは、この概念の根底には、人間の生命は神聖なものであるという思いがある。¹⁹ そして、その議論は、受精卵と成人の連続性を主張する。受精卵と成人を分ける道徳的に意味のある境界線を引くことはできないのであり、受精卵も大人と同様の道徳的地位を与え

られるべきである。これによって、すべての胎児が人間として「生存する権利」を持っているのであり、それゆえ中絶は道徳的に不正であり、許容できないということになる。

中絶反対論にも色々なバージョンがあり、ある種の胎児の中絶を許容するための様々な修正がある。だが、そのような修正が施されることによって、その中絶反対論は元元の主旨を裏切ることになっていると思われる（それは中絶擁護論の一種であるとも言える）。本論では、可能な限り本来の形の中絶反対論が念頭に置かれている。以下で、この中絶反対論に関する三つのジレンマを述べていこう。

第一に、我々の側の心情的なジレンマである。中絶反対論によれば、たとえレイプによって妊娠した場合であっても妊娠中絶は認められないが、我々はこの主張を十分納得して受け入れることができるのかという気持ちの問題がある。確かに胎児には何の罪もないのだが、この場合、誰が、どのような正当な理由から、女性が胎児を中絶することを責めることができるのだろうか。特に、自分の親しい女性がその当事者であるとき、妊娠中絶を断固として否定できる人がどれほどいるのだろうか。

この問題に関して、例えば、養子の制度を整えるといった方策が考えられるかもしれない。子供を取り敢えずは産んで、後はその産んだ子を養子に出せばよいというわけである。だ

が、レイプによる心の痛みがそうした処置に絶えうるのかどうか疑問である。もちろん耐えうる人もいるであろうが、全ての人がそうだとは思われない。女性の周りの人たちにとっても同様であろう。

第二に、中絶反対の急先鋒であるカトリック派における「二重結果の原則 (principle of double effect)」について。カトリック派によれば、母体に危険がある場合でも中絶は許されないが、母親が子宮ガンに罹っているか、子宮外妊娠をしている場合には、母体を救うための手術をして、胎児の生命を犠牲にすることも容認される。この場合の胎児の死を正当化するために、「二重結果の原則」と呼ばれる原則が援用されてきた。「二重結果の原則」には次の四つの条件がある。²⁰⁾

- (1) その行為自体が本質的に(倫理的に)善いものであるか、少なくとも価値として中立(無記 indifferent)でなければならぬ。
- (2) 行為者は善い結果のみを意図し、悪い結果を本心から意図してはならない。悪い結果は予見され、許容されるかも知れないが、意図的に求めてはならない。
- (3) 悪い結果は、善い結果をもたらすための手段であってはならない。すなわち善い結果は、悪い結果を通じてではなく、直接にその行為によって達成されな

ければならない。

- (4) 善い結果は、容認される悪よりもまさっていないなければならない。つまり、悪い結果を黙許しうるだけの相応の重大な理由がなければならぬ。言い換えれば、その行為がもたらす善い結果と悪い結果との間に、相応の釣り合い(均衡)が存在しなければならぬ。

これらの条件を満たすならば、悪い結果は、善い結果を意図した行為に付随したものととして倫理的に容認される。子宮ガンのケースではこの条件は次のように満たされると判断されるであろう。①母親に手術を施し、子宮を摘出するという行為は、母親の生命を救うための「善い行為」である。②医者は手術の際に、母親の救命という「善い結果」だけを意図している。医者は、胎児の死という「悪い結果」を予見してはいるが、意図しているわけではない。③医者は、母親の命を救うという目的を、胎児そのものではなく、ガンに罹っている子宮という臓器を摘出するという処置を行なうことによって達成しようとしているのであり、胎児の致死(「悪い結果」)によって達成しようとしているのではない。④母親の救命という「善い結果」は、胎児の死という「悪い結果」よりも優っていると判断される。以上から、胎児の致死

という結果は倫理的に正当化され、容認されることになる。

まず(2)の条件についての疑問。「悪い結果」は予見しているだけで、意図してはいないと言われている。だが、たとえそうであっても、なぜ「悪い結果」に対して責任がないのが不明である。「悪い結果」を予見して、そうした結果が生じることを承知の上で行為を行なっているのであるから、それを引き起こした責任がある、と考えるのが普通である。

次に(3)の条件についての疑問。「善い結果」を引き起こす「直接的な行為」と、「善い結果」にとって「間接的な行為」の区別には意味がないのではないか。ガンに罹った子宮の摘出という「直接的な行為」は必ず、胎児の命の犠牲という「悪い結果」を伴っているのであるから、胎児の命を犠牲にすることもまた、「善い結果」をもたらすための手段であり、「よい結果」を引き起こす行為であると言える。

この(2)と(3)の条件に対する批判を避けるために、(4)の条件だけを満たしていればよいというように原則を修正することは可能だろうか。^②状況はより深刻である。

(4)の条件によって二つの結果が比較され、「優っている／劣っている」が判断される。判断される際の基準は何かという問題もあるが、いずれにしても、二つの中の一方をより(何らかの)価値のあるものとして選択するわけである。子宮ガンの場合では、我々のある価値視点から、母親の救命と

いう結果の方が、胎児の致死という結果よりも優つたものとして、選択される。ここでは、「母親の生命」が「胎児の生命」よりも優先されているわけである。つまり、(4)の条件によって、中絶反対論の中軸である「人間の生命の尊厳」という原理が破られていると言わざるをえない。それゆえ、「二重結果の原則」に修正をするというのなら、真つ先にこの(4)の条件を削除すべきだということになる。だが、前で見たとように、(2)と(3)の条件に重大な問題があるので、この(4)の条件に拠ろうというのである。ところが、それが返って、「二重結果の原則」が機能していないことを示すことになった。

カトリック派は、「二重結果の原則」によって母体の命を救おうとするが、それは、中絶反対論の主旨に抵触する結果となっている。

第三に、中絶反対論からの議論である「可能性議論」に関する問題がある。本論第三章で、胎児の潜在的な特性を考慮すべきであるという「可能性議論」を取り上げた。中絶反対論では、受精卵と成人の間の連続性が主張されるが、この「可能性議論」に従えば、受精卵から胎児、そしてある程度の成長段階までが潜在的「パーソン」の範囲に含まれるということになる。そして、本論第三章で述べたように、「可能性議論」は、胎児は「パーソン」になる潜在性を持っている

という視点から胎児の中絶に反対する。しかし、そうすると卵子や精子もまた将来「パーソン」になる潜在性を持つ存在なのだから、それらを破壊することもまた不正であるということになるのではないか。だが、中絶反対論はこのような推論を認めることはできないであろう。また、逆の視点から言くと、中絶反対論は、「可能性議論」において、卵子・精子を破壊禁止の範囲外に置いているが、卵子・精子を破壊することができると同種の「パーソン」になる可能性をもつ胎児もまた破壊することができるといふ結論が出てくることになる。もちろん、中絶反対論はこのような結論も受け入れることはできない。中絶反対論の「可能性議論」は中絶擁護論批判に威力を発揮するのだが、同時に「可能性議論」は中絶反対論のアキレス腱でもあると言える。

それぞれの男女の精子や卵子が「パーソン」になる可能性は、受精卵が「パーソン」になる可能性より格段に低いという確率的事実は、受精卵と卵子・精子を区別する根拠にはならない。たとえ可能性の程度の差という問題があらうと、卵子や精子が「パーソン」になる可能性は「パーソン」になる可能性に変わりなく、この「パーソン」になる可能性という視点から見たとき、卵子・精子の持つ可能性を特に差別することを正当化することはできないであろう。確率的数字の上の区別は、たんに恣意的なものに過ぎないのである。また、

もし胎児と卵子・精子における「パーソン」になる可能性の程度の差を認めるとすると、妊娠初期の胎児と妊娠後期の胎児の間においても、「パーソン」になる可能性の程度の差が問題となりうる。これは、胎児に関する潜在的「パーソン」という点での価値程度の差という問題と繋がっていくことになるが、中絶反対論者にとってはこの価値程度の差は認め難いことであろう。

結論

トムソンの中絶擁護論もトウリーアの「パーソン論」も、世に行なわれている人工妊娠中絶を正当化するために作り出された理論であると言える。それは、法律的に認められた胎児の中絶は法律的には罪と見なされず、殺人として扱われないう事実を何よりもまず受け入れた上で、中絶は倫理的にも不正ではないと主張するのである。だが、本論では、その議論は成功していないというを見てきた。胎児を殺しても不正ではないという主張の根拠を示すことはできなかったのである。殺人は不正であり、許されないと「殺人禁止」の倫理規定は胎児にも適用されるのであり、胎児の破壊は倫理的に不正であり、許されない、とも言えるわけである。その一方で、「人間の生命の尊厳」という原理に基づく「殺

人の禁止」を確固として保持し、胎児の人工妊娠中絶に反対しようとする中絶反対論も理論的に破綻している。中絶擁護論の場合とは逆に、胎児の中絶を認めざるを得ない、とも言える。つまり、中絶擁護論者も中絶反対論者も共に、対立する立場を否定して、自己の立場を理論的に正当化しようとしても、その目的はどうしても達成できない、ということである。中絶擁護論と中絶反対論は相互にジレンマに陥っているのである。

このジレンマを解消するために、中絶擁護論と中絶反対論の対立を第三の原理から克服するという道が考えられるが、これも成功しない。まずこの対立は、「すべての中絶は不正ではない」(中絶へ全面〱擁護論トウリー)と「すべての中絶は不正である」(中絶反対論)という対立である。両主張は共に真ではあり得ないのだから、両主張を共に認める形での対立の調停的な克服はできない。また、両主張を共に偽であると見なして対立の克服を図ろうとするかもしれないが、その場合、「ある中絶は不正ではない」、または「ある中絶は不正である」といった主張をすることになるであろう²²。この内の後者の主張をしたとしても、中絶擁護論と中絶反対論の対立克服に関して内容のある主張をしているとは思えない。前者の主張をすれば、それは中絶擁護論を支持するということであり、中絶反対論はこれを認めることが出来ないの

であるから、中絶擁護論と中絶反対論の第三の原理からの克復はなされていない。また、前者の主張と中絶反対論は矛盾の関係にあるのだから、両者を共に認めた形での解決はありえないし、共に否定した形での解決もありえない。前者と後者を合わせた主張はトムソンの主張(中絶へ限定的〱擁護論)である。このトムソンの主張と中絶反対論の主張は対立関係にあるのだから、このトムソンの主張に賛成することは、中絶擁護論を支持し、中絶反対論を拒否するという立場に立つということである。この場合もまた、第三の原理からの対立の克服とは言えないし、中絶反対論が依然として中絶擁護論と対立してくる。さらにここで、このトムソンの主張と中絶反対論を共に支持する解決はありえないし、また、両者を共に否定して解決を図ろうとすれば、それは、「すべての中絶は不正ではない」という中絶へ全面〱擁護論を主張することになり、元に戻ってしまう。

また、「殺人禁止」の倫理規定の普遍妥当性をあくまでも保持し(中絶を倫理的には不正だとし)、中絶を単に法律的に容認する、という主張によってこの対立を克服することもできない。これは、倫理的次元と法的次元を分けて、中絶をあくまで法的な例外として処理し、「殺人禁止」という普遍妥当的な倫理規定には例外規定はない、という主張である。しかし、中絶を、この社会における現実問題として考えると

きに、倫理的次元と法的次元の分割には意味がない。もし「殺人禁止」が普遍妥当性をもつと主張するなら、胎児の中絶はどうあっても認められないと主張すべきである。また、トムソンや「パーソン論」の中絶擁護論は、中絶は法的に許されているのだから、同時に倫理的にも不正ではないと言いたいのである。

この事態をどう理解すべきか。そもそも、なぜ人工妊娠中絶は法的に容認されているのであろうか。それは、中絶はある条件の下ではやむを得ないものと見なされているからである。中絶を認めた方がいいと一般的に考えられているのである。他方、「人を殺してはいけない」とどうして言えるのか。人間は憎む人を殺したいと思うことがあるし、現実に多くの殺人が行なわれており、それも殺人に対して何らの良心の呵責に悩むこともないケースもある。このことを直視するならば、「殺人禁止」の普遍妥当性を振りかざすのではなく、殺人が行われているという事実にもかかわらず、なぜ歴史的に共同社会において殺人が禁止されるようになったのかということを考えざるを得ない。ここではこの問いに関する詳細な考察はしないが、ただ「殺人禁止」は社会における一つの取り決めとして存在しているという点を指摘しておく。²³ 圧倒的多数の人が、殺人が禁止される社会の方がいいと考えているであろう。このように、「中絶容認」も「殺人禁止」も共

に、社会における必要規定として取り決められたものであると言える。それらは相互に対立した取り決めでありながら、共に社会に必要なとして要請されて存在しているのである。つまり、中絶擁護論と中絶反対論のジレンマは、我々の社会にとって当然の結果なのである。

人間を殺してはいけないのであり、胎児も人間であると言える限り、人工妊娠中絶は認められない。いや、人工妊娠中絶は、殺人とは違うのであり、認められるべきである。「殺人禁止」と「中絶容認」の取り決めは、それぞれ自己を主張してお互いに対立する。対立を通して、「殺人禁止」と「中絶容認」は社会において何らかのバランスを保っている。倫理学は学説としてその対立に一役買うことになる。また、倫理学説は、それぞれの立場の正当化を図ることによって、あるいは第三の原理でもってこの対立を克服することによって、中絶擁護論と中絶反対論のジレンマを解消しようとするのだが、実際のところは、そのようにしては解消できないジレンマを解消しようとすることによって逆に、両者の対立を鮮明にし、そのバランスへと促しているという側面もある。我々はそのバランスの中で生きており、それが我々の生である。

注

(一) ピーター・シンガー、山内友三郎・塚崎智監訳『実践の倫理』

- (2) 「新版」(昭和堂、一九九九年)一八一頁。
 ジュテイス・J・トムソン「人工妊娠中絶の擁護」H・T・エン
 ゲルハート/H・ヨナスほか著、加藤尚武・飯田恒之編『バイオ
 エシックスの基礎—欧米の「生命倫理」論—』(東海大学出版会、
 一九八八年)八三頁を参照。
- (3) 同上書、八五頁を参照。
- (4) 同上。
- (5) さらに正確に言くと、トムソンは、自ら望んで妊娠した場合や、
 妊娠を承知の上での妊娠の場合には、「身体使用権」を胎児に与
 えたのであり、それゆえ母体の生命を救うためであっても胎児
 を中絶することは不正である、と述べている(同上書、八九—
 九〇頁を参照)。
- (6) さらにトムソンは、避妊の知識が乏しくて妊娠してしまったケ
 ース、避妊をしたが不注意から妊娠してしまったケース、金銭
 的問題のために子供が育てられないケース等々、日常的に起こ
 りやすいケースでの妊娠中絶もまた容認しないのではないかと
 思われる。だが、この解釈については異論がありうる。
- (7) 同上書、八九頁参照。
- (8) マイケル・トゥーリー「嬰兒は人格を持つか」『バイオエシッ
 クスの基礎』九七頁。
- (9) 同上書、一〇二頁。
- (10) 同上書、一〇二—一〇五頁参照。
- (11) 同上書、一〇三—一〇四頁。
- (12) 同上書、一〇二—一〇三頁参照。
- (13) 犬や猫にも「自己意識」があるという見方もある。だが、ほ
 とんどの動物には「自己意識」がないとするのが普通であろう。
 そして、「自己意識」のない動物についても、例えば、「危機か
 ら脱したいという欲求を持っている」と発言することは可能で
 ある。
- (14) 同様の指摘として次を参照。森岡正博「生命学への招待—バイ

- オエシックスを超えて—」(勤草書房、一九八八年)二二〇頁、
 岡本裕一朗「異議あり!生命・環境倫理学」(ナカニシヤ出版、
 二〇〇二年)四九—五一頁。
- (15) トウリー、前掲書、一〇五—一〇七頁参照。
- (16) シンガー、前掲書、一八五頁、H・T・エンゲルハート「医学に
 おける人格の概念」『バイオエシックスの基礎』二五頁、ジョ
 エル・フラインバーグ「人格性の基準」『バイオエシックスの基礎』
 五九、六一頁参照。
- (17) シンガー、前掲書、一八六頁、森岡正博「生命学に何ができ
 るか—脳死・フェミニズム・優生思想—」(勤草書房、二〇〇一年)
 一一七頁参照。
- (18) シンガー、前掲書、一八七頁参照。
- (19) その三段論法において「罪のない」という限定がなされている
 ことに注意しなければならぬ。その論法では、戦争や死刑に
 よる殺人は認められているということである。これは、「殺人
 禁止」の普遍性が既に崩れていることを意味する。この問題に
 ついては他の機会に取り上げるつもりである。
- (20) 浜口吉隆『キリスト教からみた生命と死の医療倫理』(東信堂、
 二〇〇一年)七八頁。
- (21) 同上書、八一—八二頁参照。
- (22) 「中絶は不正でも不正でないわけではない」という主張もあるか
 もしれない。これが問題の解決になっているとは思われないが、
 興味を引く主張ではある。
- (23) 「殺人禁止」の根拠の問題については別の機会に詳しく論じる。
 (おおいとしひろ 大阪大学非常勤講師)